

平成二十二年経済産業省令第三十八号

クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則

クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成二十一年法律第八十五号)第五条第二項、第八条第一項、第十一條第二項、第十四条並びに第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則を次のように定める。

第一条 クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(以下「法」という。)第五条第二項の規定により同条第一項の許可の申請をしようとする者は、様式第一による所持許可申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 申請者(申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の業務を行う役員)が法第六条各号に該当しないことを説明した書面

二 申請者が法人である場合にあっては、その法人の定款及び登記事項証明書

第一条の二 法第六条第四号の経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害によりクラスター弾等の所持を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことのできない者とする。

(変更の許可の申請)

第二条 法第八条第一項の規定により変更の許可を受けようとする者は、様式第二による変更許可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(変更の届出)

第三条 法第八条第二項の規定により届出をしようとする者は、様式第三による変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(廃棄等の届出)

第四条 法第十一条第二項の規定により届出をしようとする者は、様式第四による廃棄等届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(承継の届出)

第五条 法第十三条第二項の規定により許可所持者の地位を承継した相続人であつて、二人以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあっては、様式第六による許可所持者相続同意証明書及び戸籍の謄本又は全部事項証明書

二 法第十三条第一項の規定により許可所持者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあっては、様式第七による許可所持者相続証明書及び戸籍の謄本又は全部事項証明書

三 法第十三条第一項の規定により合併によつて許可所持者の地位を承継した法人にあっては、その法人の定款及び登記事項証明書

(所持の届出)

第六条 法第十四条の規定により届出をしようとする者は、様式第八による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(帳簿の記載事項)

第七条 法第十五条第一項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 クラスター弾等(法第二条第一項のクラスター弾等をいう。以下同じ。)の型式及び数量

二 クラスター弾等の数量が増減した場合の理由及び年月日並びに増減したクラスター弾等の型式及び数量

2 法第十五条第一項の規定による前項に規定する事項を記載した帳簿の保存期間は、許可に係るクラスター弾等を所持することとなつた日から起算して五年を経過する日までの間とする。

(報告)

第八条 法第五条の規定による許可所持者は、前条の記載事項を毎年一月一日から十二月三十一日までの期間について集計し、法第十六条第一項の規定に基づき、当該期間の経過後五十日以内に経済産業大臣に報告しなければならない。

第九条 経済産業大臣がその職員に携帯させる法第十七条第二項の証明書は、様式第九によるものとする。

第一条 この省令は、法の施行の日から施行する。

附 則 (令和元年七月一日経済産業省令第一七号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和元年九月一日経済産業省令第三六号)

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日(令和元年九月十四日)から施行する。

附 則 (令和二年一月二八日経済産業省令第九二号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕つて使用することができます。

様式第1（第1条関係）

（略）

様式第2（第2条関係）

（略）

様式第3（第3条関係）

（略）

様式第4（第4条関係）

（略）

様式第5（第5条関係）

（略）

様式第6（第5条関係）

（略）

様式第7（第5条関係）

（略）

様式第8（第6条関係）

（略）

様式第9

(表 面)

番 号

クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律第17条第2項の規定による立入検査証

官職及び氏名



年 月 日 生

年 月 日 発行

発行者 印

(裏 面)

クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律抜き

(立入れ検査)

第17条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可所持者、承認輸入者又は廃棄等義務者の事務所、工場その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(5) 第17条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A7とすること。